

証券コード4564
平成28年6月6日

株主各位

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 森 正 治

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時00分
午前9時15分に開場いたします。
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜
会議センター1階 メインホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.oncotherapy.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

第 15 期

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的状況

当社は、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の3領域において戦略的に研究開発を進展させるとともに、がん個別化医療への取り組みを開始いたしました。

低分子医薬

がん幹細胞の維持に重要な分子である MELK (Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase) を標的とした OTS167 については、米国で実施しております標準療法不応の固形がんに対する第Ⅰ相臨床試験において、本年4月現在、患者登録を終了しております。この度の患者登録終了は、静脈投与において、本試験目的の安全性と薬物動態の確認が達成されたためです。本試験によって得られたデータは OTS167 の後続する臨床試験計画と製剤開発に大きな意義をもたらしており、OTS167 の急性骨髄性白血病に対する第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を米国にて開始いたしました。この臨床試験は、急性骨髄性白血病の患者さんを対象とし、OTS167 の静脈内反復投与における安全性および推奨投与量の確認を行い、確認後には、急性骨髄性白血病を含む予後不良の各種白血病についての POC (Proof of Concept : 有効性や安全性を含めて作用機序などが臨床において妥当であることの証明) を獲得することを目的とするものです。

また、OTS167 は、オーストラリアで実施しております健常成人を対象とした経口投与による消化管吸収性 (バイオアベイラビリティ) の確認を主たる目的とする臨床試験は、ヒトでの良好な経口吸収性が確認されました。

OTS167 の標的は、新規キナーゼの MELK (Maternal

Embryonic Leucine zipper Kinase)であり、がん幹細胞に高発現し、その維持に重要な役割をしているタンパク（キナーゼ）です。そのキナーゼを阻害し、強い細胞増殖抑制効果が期待できる新しい作用機序（ファースト・イン・クラス）の分子標的治療薬です。OTS167は、すでに動物試験において、肺がん、前立腺がん、乳がん、膵臓がんなどに対し、強力な抗腫瘍効果が確認されています。

また、細胞分裂に重要ながん特異的新規標的分子（TOPK）に対する最終化合物を同定しております。動物実験で、がんの消失等顕著な結果が得られたことから、臨床試験開始を目指し、製剤化検討および非臨床試験を進めております。なお、TOPK阻害剤OTS964は、米国立がん研究所が提供するがん治療薬候補化合物特性評価及び安全性評価プログラム（NCL characterization プログラム）に採択されており、本化合物の非臨床試験開発が促進されることが期待されます。

がん特異的ペプチドワクチン

がん特異的ペプチドワクチンにつきましては、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化して参りました。

塩野義製薬株式会社とは、当社がライセンスアウトしているがん特異的ペプチドワクチンS-588410の臨床開発を支援する目的で、食道がん患者さんを対象とした第Ⅲ相臨床試験実施に関する覚書を締結しており、塩野義製薬株式会社が臨床試験を実施しております。なお、塩野義製薬株式会社は、S-588410の食道がん第Ⅲ相臨床試験のほか、膀胱がんを対象としたS-588410について日欧で第Ⅱ相臨床試験（目標症例数登録完了）を、頭頸部がんを対象としたS-488210は欧州で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を、それぞれ実施しております。

大塚製薬株式会社と提携しておりますペプチドワクチンの開発については、大塚製薬株式会社が大腸がんペプチドワクチンについて、第Ⅰ相臨床試験を実施しております。

小野薬品工業株式会社と提携しております、がん特異的ペプチドワクチンONO-7268MX1ならびに

ONO-7268MX2については、小野薬品工業株式会社が肝細胞がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験を実施しております。

また、当社独自の臨床開発としまして、胃がんに対する治療用ワクチンOTSGC-A24を、アジア国際共同医師主導治験として、シンガポール、日本および韓国において、第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施して参りましたが、本年3月に、本試験の目的である安全性および免疫反応を確認しましたので、本試験終了をご報告いたしました。

抗体医薬

がん治療用抗体OTSA101については、肉腫治療の世界的権威であり、欧州がん研究・治療機構(European Organization for Research and Treatment of Cancer : EORTC) 元会長のJean-Yves Blay 教授主導のもと、軟部肉腫の1種である滑膜肉腫に対する第Ⅰ相臨床試験を実施しておりましたが、臨床試験の主目的であった、安全性と体内集積につきまして良好な結果が確認でき終了いたしました。今回の臨床試験の結果を踏まえ、企業主導の次相臨床試験を計画し、日米欧の承認申請を目指してまいります。

また、当社連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社が協和発酵キリン株式会社にライセンスアウトしております抗アミロイドβ (Aβ) ペプチド抗体KHK6640については、協和発酵キリン株式会社が、アルツハイマー病に対する第Ⅰ相臨床試験を欧州ならびに日本にて実施しております。

TCR解析サービス

がん免疫療法における最先端の取組みとして、当社は、シカゴ大学医学部中村祐輔研究室において開発された、次世代シーケンサーを用いてT細胞受容体(T Cell Receptor : TCR)を解析する方法を導入し、当社ワクチン事業を、科学的エビデンスを重視して推進するとともに、製薬企業、医療機関、研究機関等に対してTCR解析サービスを提供する事業を開始いたしました。学会発表やセミナー開催による啓蒙活動により、がん領域の研究者を中心に事業を拡大する見込みです。これは、がん患者さんのゲノム等の情報をもとに、患者さん一人ひとりに最適な

医療を提供する、がん個別化医療に必須の技術となるものです。

これらの結果、当連結会計年度における連結事業収益につきましては、提携先製薬企業からのマイルストーン、開発協力金および研究協力金の受領、ならびにTCR解析受託売上などにより、266百万円（前期比503百万円の減少）となりました。

また、医薬品候補物質等の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による費用計上、ならびにがん個別化医療への取組みに必須の技術であるTCR解析サービスの研究開発費用の計上を主要因として、連結営業損失は2,980百万円（前期は1,962百万円の損失）、連結経常損失は2,963百万円（前期は1,939百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,788百万円（前期は1,334百万円の損失）となりました。

② 研究開発の状況

当社グループは、元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現、シカゴ大学教授）中村祐輔教授と共同で、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既にごん治療薬開発に適した多くの標的分子を同定しております。また、それらの標的に対し、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の、各領域における創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施しており、臨床試験準備中の医薬品候補物質も複数有しております。

なお、平成28年3月31日現在、当社は全世界で365件の特許を取得しております。

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイのシステムによる大腸がん、胃がん、肝臓がん、非小細胞肺癌、小細胞肺癌、食道がん、前立腺がん、膵臓がん、乳がん、腎臓がん、膀胱がんおよび軟部肉腫等について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報からがんで発現が高く正常臓器では発現がほとんどない遺伝子を選択し、更に機能解析により、がん細胞の生存に必須な多数の遺伝子を分子標的治療薬の標的として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定および最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

低分子医薬につきましては、7種のがん特異的タンパク質を標的とする創薬研究を進めております。そのうち1種の標的であるリン酸化酵素（キナーゼ）については、医薬品候補化合物の臨床試験を実施中です。（詳細は、以下、<医薬開発領域>低分子医薬をご覧ください。）他の1種のリン酸化酵素については、これまでに得た高活性化合物に基づきリード最適化作業を進め、in vivoで強力な腫瘍増殖抑制効果を示すOTS964等複数の高活性化合物を同定しております。これらについては、医薬品候補化合物として臨床開発する為の薬効薬理・薬物動態・毒性試験を進めております。さらに、別の3種の標

的酵素タンパク質に関して、これまでの構造活性相関研究の結果得られた多数の高活性化合物に基づきリード最適化作業を進め、有望化合物に対してin vivoでの薬効試験を実施中です。また、さらに別の2種の標的タンパク質に関して、大規模化合物ライブラリのスクリーニングから得た高活性化合物骨格につき、リード化合物獲得に向けた新規化合物合成と構造活性相関研究を進めております。

がん特異的ペプチドワクチンにつきましては、これまでに日本人および欧米人に多く見られるHLA-A*24:02およびA*02:01を中心に、大腸がん、胃がん、肺がん、膀胱がん、腎臓がん、膵臓がん、乳がんおよび肝臓がんなどを標的とした計43遺伝子を対象としたペプチドワクチンを既に同定しておりますが、それら以外にもA*11:01, A*33:03, A*01:01およびA*03:01など、様々なHLAに対応したより多くのエピトープペプチドのスクリーニングを実施しております。さらに、塩野義製薬株式会社と、がん特異的ペプチドワクチンの迅速かつ確実な創薬化を目指した共同研究を実施しております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を中心に積極的に展開しております。

<医薬開発領域>

医薬開発領域においては、当社グループ独自で、ならびに複数の製薬企業との提携による開発を、以下の通りそれぞれ進めております。

低分子医薬

がん幹細胞の維持に重要な分子であるMELK(Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase)を標的としたOTS167については、米国で実施しております標準療法不応の固形がんに対する第Ⅰ相臨床試験において、本年4月現在、患者登録を終了しております。この度の患者登録終了は、静脈投与において、本試験目的の安全性と薬物動態の確認が達成されたためです。本試験によって得られたデータはOTS167の後続する臨床試験計画と製剤開発に大きな意義をもたらしており、OTS167の急性骨髄性白血病に対する第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を米国にて開始いたしました。この臨床試験は、急性骨髄性白血病の患者さんを対象とし、OTS167の静脈内反復投与における

安全性および推奨投与量の確認を行い、確認後には、急性骨髄性白血病を含む予後不良の各種白血病についてのPOC（Proof of Concept：有効性や安全性を含めて作用機序などが臨床において妥当であることの証明）を獲得することを目的とするものです。

また、OTS167は、オーストラリアで実施しております健康成人を対象とした経口投与による消化管吸収性（バイオアベイラビリティ）の確認を主たる目的とする臨床試験は、ヒトでの良好な経口吸収性が確認されました。

OTS167の標的は、新規キナーゼのMELK（Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase）であり、がん幹細胞に高発現し、その維持に重要な役割をしているタンパク（キナーゼ）です。そのキナーゼを阻害し、強い細胞増殖抑制効果が期待できる新しい作用機序（ファースト・イン・クラス）の分子標的治療薬です。OTS167は、すでに動物試験において、肺がん、前立腺がん、乳がん、膵臓がんなどに対し、強力な抗腫瘍効果が確認されています。

また、細胞分裂に重要ながん特異的新規標的分子（TOPK）に対する最終化合物を同定しております。動物実験で、がんの消失等顕著な結果が得られたことから、臨床試験開始を目指し、製剤化検討および非臨床試験を進めております。なお、TOPK阻害剤OTS964は、米国立がん研究所が提供するがん治療薬候補化合物特性評価及び安全性評価プログラム（NCL characterization プログラム）に採択されており、本化合物の非臨床試験開発が促進されることが期待されます。

がん特異的ペプチドワクチン

がん特異的ペプチドワクチンにつきましては、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化して参りました。

塩野義製薬株式会社とは、当社がライセンスアウトしているがん特異的ペプチドワクチンS-588410の臨床開発を支援する目的で、食道がん患者さんを対象とした第Ⅲ相臨床試験実施に関する覚書を締結しており、塩野義製薬株式会社が臨床試験を実施しております。なお、塩野義製薬株式会社は、S-588410

の食道がん第Ⅲ相臨床試験のほか、膀胱がんを対象としたS-588410について日欧で第Ⅱ相臨床試験（目標症例数登録完了）を、頭頸部がんを対象としたS-488210は欧州で第Ⅰ／Ⅱ相臨床試験を、それぞれ実施しております。

大塚製薬株式会社と提携しておりますペプチドワクチンの開発については、大塚製薬株式会社が大腸がんペプチドワクチンについて、第Ⅰ相臨床試験を実施しております。

小野薬品工業株式会社と提携しております、がん特異的ペプチドワクチンONO-7268MX1ならびにONO-7268MX2については、小野薬品工業株式会社が肝細胞がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験を実施しております。

また、当社独自の臨床開発としまして、胃がんに対する治療用カクテルワクチンOTSGC-A24を、アジア国際共同医師主導治験として、シンガポール、日本および韓国において、第Ⅰ／Ⅱ相臨床試験を実施して参りましたが、本年3月に、本試験の目的である安全性および免疫反応を確認しましたので、本試験終了をご報告いたしました。

抗体医薬

がん治療用抗体OTSA101 については、肉腫治療の世界的権威であり、欧州がん研究・治療機構（European Organization for Research and Treatment of Cancer：EORTC）元会長のJean-Yves Blay 教授主導のもと、軟部肉腫の1種である滑膜肉腫に対する第Ⅰ相臨床試験を実施して参りましたが、臨床試験の主目的であった、安全性と体内集積につきまして良好な結果が確認でき終了いたしました。今回の臨床試験の結果を踏まえ、企業主導の次相臨床試験を計画し、日米欧の承認申請を目指してまいります。

また、当社連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社が協和発酵キリン株式会社にライセンスアウトしております抗アミロイドβ（Aβ）ペプチド抗体KHK6640については、協和発酵キリン株式会社が、アルツハイマー病に対する第Ⅰ相臨床試験を欧州ならびに日本にて実施しております。

＜がん個別化医療への取り組み＞

がん個別化医療

21 世紀に起こった技術革新により、個々の患者のゲノム・エピゲノム・プロテオームなどの変化を詳細に解析することが可能となりました。したがって、がん医療は、これらの革新的技術を駆使して、予防・早期発見・最適な治療法の選択・新規治療法の開発を行う「がん個別化医療」(Cancer Precision Medicine) が必須であると、当社は考えております。

がん個別化医療については、がん患者さんから提供された各種検体を分析して、①患者さんに合った分子標的薬剤があればそれをご紹介します、②再発の有無を遺伝子レベルで追跡する、さらに、③適切な分子標的薬が存在しない場合、患者さんに合ったワクチン療法をご紹介しますなどの取り組みを考えております。

ネオアンチゲン樹状細胞ワクチン療法

上記がん個別化医療の一翼を担う事業として、本年4月に、がん細胞の遺伝子異常解析を基盤にしたネオアンチゲン樹状細胞ワクチン療法の実用化に、テラ社と共同で取り組むことを合意しています。ネオアンチゲン樹状細胞ワクチン療法は、個々の患者さんのがん細胞の遺伝子異常情報を基盤として、患者さんごとに特別なオーダーメイドのワクチン治療法を提供する「究極の個別化医療」であり、世界的に注目を集めている最先端の免疫療法です。

TCR解析サービス

がん免疫療法における最先端の取り組みとして、当社は、シカゴ大学医学部中村祐輔研究室において開発された、次世代シーケンサーを用いてT細胞受容体を解析する方法を導入し、当社ワクチン事業を、科学的エビデンスを重視して推進するとともに、製薬企業、医療機関、研究機関等に対してTCR解析サービスを提供する事業を開始いたしました。学会発表やセミナー開催による啓蒙活動により、がん領域の研究者を中心に事業を拡大する見込みです。これは、がん患者さんのゲノム等の情報をもとに、患者さん一人ひとりに最適な医療を提供する、がん個別化医療に必須の技術となるものです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は120,817千円であり、この内訳は主に研究用設備の拡充によるものであります。

建物	11,535	千円
工具器具および備品	104,689	〃
特許権	883	〃
ソフトウェア	3,709	〃

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題を以下のように考えております。

① 基礎研究の継続的な実施

当社グループは平成13年から平成25年にかけて東京大学医科学研究所との共同研究により、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、多くのがん治療薬開発に適した標的分子を同定いたしました。現在、それらの標的に対する創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施中または準備中の医薬品候補物質を多数有しております。

基礎研究の継続的な実施は当社グループ事業の将来にかかる重要課題の一つとして認識しており、シカゴ大学と進めております共同研究「新たながん治療標的の探索研究」等、今後も当社独自および共同研究等による研究体制の充実と円滑な推進のための対応を図っていく方針であります。

② 創薬研究の確実な推進

当社グループは基礎研究の成果をもとに、臨床応用を目指して低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施し、ファースト・イン・クラスの創薬を目指します。

③ 臨床開発の確実かつ迅速な推進

当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命とし、国内外において、当社グループ独自で複数の臨床試験を行っており、各提携先製薬企業とも共同で臨床試験を行っております。当社グループは、非臨床試験データに基づいた適応症の選択を行い、臨床開発を確実かつ迅速に推進させてゆく方針です。

④ 新規提携先の開拓および既存提携先との提携事業の確実な推進

当社グループは、一日も早くがん治療薬を上市することを企業使命とし、今後とも新規提携先を積極的に開拓するとともに、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化することにより提携事業を確実かつ迅速に進め、一日も早く当社グループの医薬品候補化合物の上市を目指します。

⑤ がん個別化医療への取り組み

21世紀に起こった技術革新により、個々の患者のゲノム・エピゲノム・プロテオームなどの変化を詳細に解析することが可能となりました。したがって、がん医療は、これらの情報を駆使して、予防・早期発見・最適な治療法の選択・新規治療法の開発を行う「がん個別化医療」(Cancer Precision Medicine)が必須であると、当社は考えております。この構想の必須の技術として、平成27年9月より、がん免疫療法分野における最先端の取り組みであるT細胞受容体(TCR)解析サービスに着手いたしました。さらに「がん個別化医療」事業の一翼を担う事業として、本年4月、テラ株式会社と共同で、がん細胞の遺伝子異常解析を基盤とした「ネオアンチゲン樹状細胞ワクチン療法」の実用化に取り組むことで合意いたしました。

当社は、「がん個別化医療」への取り組みを積極的に行って参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第13期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第14期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第15期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) (当連結会計年度)
事業収益	3,277百万円	1,017百万円	769百万円	266百万円
経常損失	1,113百万円	3,767百万円	1,939百万円	2,963百万円
親会社株主に 帰属する 当期純損失	1,103百万円	3,676百万円	1,334百万円	2,788百万円
1株当たり 当期純損失	5,113円65銭	28円20銭	9円9銭	18円97銭
総資産	11,543百万円	18,579百万円	16,608百万円	13,663百万円
純資産	10,357百万円	17,783百万円	16,063百万円	13,114百万円
1株当たり 純資産	43,398円39銭	113円95銭	105円22銭	86円36銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成25年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っています。第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第13期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第14期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第15期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) (当期)
事業収益	3,277百万円	867百万円	569百万円	266百万円
経常損失	1,051百万円	3,872百万円	2,122百万円	2,899百万円
当期純損失	1,050百万円	3,821百万円	1,826百万円	2,778百万円
1株当たり 当期純損失	4,868円13銭	29円31銭	12円44銭	18円90銭
総資産	11,736百万円	18,571百万円	16,243百万円	13,326百万円
純資産	10,555百万円	17,786百万円	15,720百万円	12,781百万円
1株当たり 純資産	44,712円99銭	114円95銭	102円89銭	84円10銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純損失」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成25年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っています。第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(10) 主要な事業内容（平成28年 3 月31日現在）

当社グループは、大学や外部研究機関との共同研究等によって得られた成果、すなわち網羅的遺伝子解析により、がん細胞において高頻度に高発現し、正常細胞ではほとんど発現していないがん関連遺伝子情報およびがん関連遺伝子が作りだすタンパク質、その他の遺伝子産物の機能解析情報等を活用し、がん治療薬の上市を目指して、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施しております。当社は、これら創薬研究の結果得られた医薬品候補物質を、当社グループ独自でまたは提携先製薬企業と共同で、臨床開発を実施するなど、医薬品に関する研究開発事業を行っております。

また、21世紀に起こった技術革新により、個々の患者のゲノム・エピゲノム・プロテオームなどの変化を詳細に解析することが可能となりました。したがって、がん医療は、これらの情報を駆使して、予防・早期発見・最適な治療法の選択・新規治療法の開発を行う「がん個別化医療」（Cancer Precision Medicine）が必須であると考えており、「がん個別化医療」事業への取り組みを開始いたしました。

(11) 主要な事業所（平成28年 3 月31日現在）

① 当社 本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

② 子会社 イムナス・ファーマ株式会社

本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
Laboratoires OncoTherapy Science
France S.A.R.L.
本社 フランス共和国リヨン市

(12) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
55名	— 名

（注） 従業員には臨時従業員9名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男子	24名	△1名	40.2歳	6.4年
女子	31名	3名	37.1歳	7.7年
計または平均	55名	2名	38.4歳	7.1年

（注） 従業員には臨時従業員9名は含まれておりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

（平成28年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社) イムナス・ファーマ 株式会社	千円 100,000	% 100.0	抗体医薬の研究 開発
Laboratoires OncoTherapy Science France S. A. R. L.	2,100 (千ユーロ)	100.0	抗体医薬をはじ めとしたがん治 療薬の研究開発

（注） 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 385,000,000株

(2) 発行済株式の総数 147,017,000株

(3) 株主数 41,541名

（前期末比 2,985名減）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中村祐輔	12,511,000株	8.50%
特定有価証券信託受託者 株式会社 SMBC 信託銀行	7,300,000株	4.96%
中鶴修一	5,850,000株	3.97%
古川洋一	5,250,000株	3.57%
荒川博文	2,500,000株	1.70%
日本証券金融株式会社	1,665,300株	1.13%
株式会社 SBI 証券	1,247,300株	0.84%
田中徹	1,000,000株	0.68%
株式会社 幸総研	812,400株	0.55%
みずほ証券株式会社	527,000株	0.35%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

(平成28年3月31日現在)

新株予約権の数 1,455個
目的となる株式の種類及び数 普通株式 727,500株
取締役、監査役の保有する新株予約権の区分合計

	回次	新株予約権 の行使価額	行使期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	保有 者数
取締役 (社外取締役を除く)	第17回	59,000円	平成21年9月27日から 平成29年9月25日まで	495個	普通株式 247,500株	1名
	第22回	153,500円	平成23年6月27日から 平成31年6月25日まで	200個	普通株式 100,000株	1名
	第24回	160,500円	平成24年6月5日から 平成32年6月3日まで	120個	普通株式 60,000株	1名
	第26回	144,500円	平成25年6月14日から 平成33年6月10日まで	120個	普通株式 60,000株	1名
	第28回	116,500円	平成26年6月19日から 平成34年6月15日まで	110個	普通株式 55,000株	1名
社外 取締役	第22回	153,500円	平成23年6月27日から 平成31年6月25日まで	80個	普通株式 40,000株	1名
	第24回	160,500円	平成24年6月5日から 平成32年6月3日まで	30個	普通株式 15,000株	1名
監査役	第22回	153,500円	平成23年6月27日から 平成31年6月25日まで	300個	普通株式 150,000株	1名

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 新株予約権の行使の条件

被付与者が取締役、監査役、または使用人の地位にある、また社外協力者については当社への協力関係を維持していること。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 正 治	イムナス・ファーマ株式会社代表取締役 Laboratories OncoTherapy Science France S.A.R.L. Gerant (代表)
取 締 役	山 本 和 男	管理本部長 イムナス・ファーマ株式会社取締役
取 締 役	片 桐 豊 雅	徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域ゲノム制御学分野教授 イムナス・ファーマ株式会社取締役
取 締 役	藤 岡 知 昭	岩手医科大学名誉教授
取 締 役	小 峰 雄 一	公認会計士 税理士法人総合税務会計代表社員 G&Gサイエンス株式会社監査役 株式会社イクヨ監査役 株式会社サン・ライフ監査役 株式会社医学生物学研究所監査役
常 勤 監 査 役	中 鶴 修 一	イムナス・ファーマ株式会社監査役
監 査 役	高 木 美也子	日本大学総合科学研究所教授
監 査 役	田 島 照 久	公認会計士 田島公認会計士事務所代表 株式会社田島会計事務所代表取締役 株式会社ロングリーチグループ監査役 クオントムバイオシステムズ株式会社監査役 株式会社PRISM Pharma監査役 トーセイ・リート投資法人監督役員 エディジーン株式会社監査役 株式会社カイオム・バイオサイエンス監査役 レナセラピューティクス株式会社監査役 OiDE CapiSEA株式会社社会計参与

- (注) 1. 取締役のうち、片桐豊雅氏、藤岡知昭氏及び小峰雄一氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、高木美也子氏及び田島照久氏は、「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
3. 監査役のうち、高木美也子氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役の田島照久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 代表取締役社長森正治氏、取締役山本和男氏、片桐豊雅氏ならびに監査役中鶴修一氏が兼職しておりますイムナス・ファーマ株式会社は当社連結子会社であります。
6. 代表取締役社長森正治氏が兼職しております、Laboratories OncoTherapy Science France S.A.R.L. は当社連結子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、取締役及び監査役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	5名	42,291千円
監査役	3名	12,600千円
合計	8名	54,891千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の定時株主総会決議において年額150,000千円以内となっております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成13年4月6日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。
3. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役片桐豊雅氏は、徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域ゲノム制御学分野教授であり、当社は徳島大学との間に共同研究契約の取引関係があります。

取締役藤岡知昭氏は、岩手医科大学の名誉教授であり、当社は岩手医科大学との間に特別な関係はありません。

取締役小峰雄一氏は、税理士法人総合税務会計代表社員、G&Gサイエンス株式会社監査役、株式会社イクヨ監査役、株式会社サン・ライフ監査役、株式会社医学生物学研究所監査役であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

監査役高木美也子氏は、日本大学総合科学研究所の教授であり、当社は日本大学総合科学研究所との間に特別な関係はありません。

監査役田島照久氏は、田島公認会計士事務所代表であり、当社は同事務所との間に特別な関係はありません。また同氏は、株式会社田島会計事務所代表取締役、株式会社ロングリーチグループ監査役、ク

オンタムバイオシステムズ株式会社監査役、株式会社PRISM Pharma監査役、トーセイ・リート投資法人監督役員、エディジーン株式会社監査役、株式会社カイオム・バイオサイエンス監査役、レナセラピューティクス株式会社監査役、OiDE CapiSEA株式会社社会計参与であり、当社はいずれの法人との間にも特別な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動内容
取 締 役	片 桐 豊 雅	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
取 締 役	藤 岡 知 昭	当期開催された取締役会12回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に医師ならびに研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
取 締 役	小 峰 雄 一	当期開催された取締役会12回中10回に出席しております。当社業務に精通し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	高 木 美也子	当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会12回全回に出席しております。当社企業活動に関する豊富な見識から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	田 島 照 久	当期開催された取締役会12回全回に、また当期開催された監査役会12回全回に出席しております。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。

③ 報酬等の総額

	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	5名	14,400千円

- ④ 当社子会社から当事業年度において役員として受けている報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20,500千円
- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 一千円
- ③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適性を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように平成20年3月24日取締役会決議において「コンプライアンス基本規程」及び「企業行動基準」を定めておりますが、平成22年9月27日開催の取締役会決議において、その徹底を図るため一部改訂し、引き続き啓蒙活動を実施しております。また、「内部通報規程」を整備し、不正行為等の早期発見を図るものいたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存管理規程」を整備し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することいたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに備え「リスク管理規程」を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する管理システムを整備し、適切な運営を図ることとします。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

会社及びグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるべく「関係会社管理規程」を整備し運用することといたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役会の職務を補佐する使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することといたします。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の
監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役及び使用人は、業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとします。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締役会等に具申することといたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にする者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様に提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の研究開発は、平成13年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、各提携先製薬企業と共同で、または当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年5月27日に取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決定を行い、平成21年6月26日開催の第8回定時株主総会において承認可決され、平成24年5月28日の取締役会において原施策に軽微な修正を施したうえで内容に大幅な変更無く継続導入することに関して決定を行い、平成24年6月27日開催の第11回定時株主総会において承認可決、平成27年5月27日の取締役会において内容に大幅な変更無く継続導入することに関して決定を行い、平成27年6月22日開催の第14回定時株主総会において承認可決されております。

①本プランの概要

(i)本プランに係る手続きの設定

本プランは以下の(a)または(b)に該当する当社株式の買付けまたはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a) 当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合およびその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ii) 対抗措置の内容

上記(i)記載の対抗措置として、当社は、上記(i)記載の買付者による行使は認められないとの条項及び当社が当該買付者以外の者から当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の条項等が付された新株予約権を、当社株式1株に対し1個を上限として、

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、その時点の全ての株主に対して割り当てる手法による無償割当て、その他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置を行います。

②本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成27年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までと定めています。

③本プランの廃止および変更

当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

②事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入するものです。また、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっています。

③必要性・相当性確保の原則

(i) 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(ii) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(iii)デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では将来のがん治療薬の上市に向け、基礎研究、創薬研究ならびに医薬品の開発を継続的に実施する段階にあるため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先しております。

なお、剰余金配当は株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,288,464	流 動 負 債	371,277
現金及び預金	13,070,294	未 払 金	237,813
原材料及び貯蔵品	15,777	前 受 金	84,059
前 渡 金	65,278	未払法人税等	32,290
そ の 他	137,114	そ の 他	17,114
		固 定 負 債	177,226
		繰延税金負債	11,246
		資産除去債務	86,432
		そ の 他	79,548
固 定 資 産	374,659	負 債 合 計	548,504
有 形 固 定 資 産	276,962	(純資産の部)	
建 物	193,438	株 主 資 本	12,705,455
機 械 及 び 装 置	7,811	資 本 金	9,133,279
工具、器具及び備品	75,712	資 本 剰 余 金	12,098,501
無 形 固 定 資 産	24,524	利 益 剰 余 金	△8,526,325
特 許 権	16,508	その他の包括利益累計額	△8,740
ソ フ ト ウ ェ ア	7,943	為替換算調整勘定	△8,740
そ の 他	72	新 株 予 約 権	417,905
投資その他の資産	73,172		
長期前払費用	8,850		
差 入 保 証 金	64,322		
		純 資 産 合 計	13,114,619
資 産 合 計	13,663,124	負債及び純資産合計	13,663,124

(注) 注記事項は別記しております。

連結損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		266,903
事業費用		
研究開発費	2,883,740	
販売費及び一般管理費	364,062	3,247,802
営業損失		2,980,899
営業外収益		
受取利息	6,703	
為替差益	10,976	
還付加算金	28	
消費税差額金	0	
雑収入	165	17,873
経常損失		2,963,026
特別利益		
新株予約権戻入益	173,579	173,579
税金等調整前当期純損失		2,789,446
法人税、住民税及び事業税	4,536	
法人税等還付税額	△2,460	
法人税等調整額	△2,702	△626
当期純損失		2,788,819
親会社株主に帰属する当期純損失		2,788,819

(注) 注記事項は別記しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,123,222	12,088,444	△5,737,506	15,474,160
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	10,056	10,056		20,113
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△2,788,819	△2,788,819
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 変 動 額 合 計	10,056	10,056	△2,788,819	△2,768,705
当 期 末 残 高	9,133,279	12,098,501	△8,526,325	12,705,455

	その他の 包括利益 累計額	新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定		
当 期 首 残 高	△9,724	599,153	16,063,589
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			20,113
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△2,788,819
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	984	△181,248	△180,264
当 変 動 額 合 計	984	△181,248	△2,948,969
当 期 末 残 高	△8,740	417,905	13,114,619

(注) 注記事項は別記しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社…… 2 社
イムナス・ファーマ株式会社
Laboratoires OncoTherapy Science France
S. A. R. L.
 - (2) 持分法の適用に関する事項
 - (i) 持分法適用の関連会社…… 一社
 - (ii) 持分法を適用しない非連結子会社…… 1 社
株式会社免疫工学研究所
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、当連結会計年度純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
なお、株式会社免疫工学研究所は、当連結会計年度において清算終了しております。
 - (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
 - (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (i) 有価証券
その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (ii) たな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (a) 原材料 移動平均法による原価法
 - (b) 貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 3～15年

- (ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）で償却しております。

- (iii) 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成の基本となる重要な事項

- (i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (ii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる影響はございません。

3. 連結貸借対照表注記

有形固定資産の減価償却累計額 966,810千円

4. 連結株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年 度 末
普通株式 (株)	146,972,000	45,000	—	147,017,000

(変動事由の概要) 増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 45,000株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権 の内訳 (株主総会の 決議年月日)	新株予約権 の目的と なる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
			当連結会計 年度期首 株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数
提出会社 (親会社)	平成17年 6月29日	普通株式	790,500	—	790,500	—
	平成18年 6月27日	普通株式	580,000	—	500,000	80,000
	平成19年 6月28日	普通株式	530,000	—	75,000	455,000
	平成20年 6月27日	普通株式	650,500	—	160,500	490,000
	平成21年 6月26日	普通株式	780,000	—	200,000	580,000
	平成22年 6月25日	普通株式	665,000	—	245,000	420,000
	平成23年 6月29日	普通株式	669,000	—	194,000	475,000
合 計			4,665,000	—	2,165,000	2,500,000

(注) 平成25年10月1日付で1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。デリバティブは、利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権は複数の特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
①現金及び預金	13,070,294	13,070,294	—
②差入保証金	64,322	65,109	787
③未払金	(237,813)	(237,813)	—
④未払法人税等	(32,290)	(32,290)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 差入保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

③ 未払金、及び④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	13,070,294
合計	13,070,294

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 86円36銭

1株当たり当期純損失 18円97銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 隆司	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中島 達弥	⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラーピー・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,854,012	流 動 負 債	368,169
現金及び預金	12,637,206	未 払 金	234,867
原材料及び貯蔵品	15,777	未 払 費 用	11,623
前 渡 金	65,278	未払法人税等	32,140
前 払 費 用	28,915	前 受 金	84,059
未収還付法人税等	1,777	預 り 金	3,872
そ の 他	110,537	そ の 他	1,605
貸倒引当金	△5,481	固 定 負 債	177,226
		繰延税金負債	11,246
固 定 資 産	472,736	資産除去債務	86,432
有形固定資産	275,065	そ の 他	79,548
建 物	193,438	負 債 合 計	545,395
機械及び装置	7,811	純資産の部	
工具、器具及び備品	73,815	株 主 資 本	12,363,447
無形固定資産	24,524	資 本 金	9,133,279
特 許 権	16,508	資 本 剰 余 金	12,098,501
ソフトウェア	7,943	資 本 準 備 金	12,098,501
電話加入権	72	利 益 剰 余 金	△8,868,332
投資その他の資産	173,147	その他利益剰余金	△8,868,332
関係会社株式	100,000	圧縮記帳積立金	6,557
関係会社出資金	0	繰越利益剰余金	△8,874,890
長期前払費用	8,850	新 株 予 約 権	417,905
差入保証金	64,296	純 資 産 合 計	12,781,353
資 産 合 計	13,326,748	負債及び純資産合計	13,326,748

(注) 注記事項は別記しております。

損 益 計 算 書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事 業 収 益		266,903
事 業 費 用		
研 究 開 発 費	2,844,038	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	340,328	3,184,367
営 業 損 失		2,917,464
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,647	
為 替 差 益	10,961	
業 務 受 託 料	656	
還 付 加 算 金	28	
雑 収 入	17	18,311
経 常 損 失		2,899,152
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	173,579	173,579
特 別 損 失		
関係会社貸倒引当金繰入額	5,481	
関係会社出資金評価損	45,759	51,241
税 引 前 当 期 純 損 失		2,776,813
法人税、住民税及び事業税	4,246	
法 人 税 等 調 整 額	△2,702	1,543
当 期 純 損 失		2,778,357

(注) 注記事項は別記しております。

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合 計
			その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計	
		資 本 準備金	圧縮記帳 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	9,123,222	12,088,444	7,792	△6,097,767	△6,089,975	15,121,691
当 期 変 動 額						
新株の発行	10,056	10,056				20,113
当期純損失				△2,778,357	△2,778,357	△2,778,357
圧縮記帳積立金の取崩し			△1,234	1,234	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	10,056	10,056	△1,234	△2,777,123	△2,778,357	△2,758,244
当 期 末 残 高	9,133,279	12,098,501	6,557	△8,874,890	△8,868,332	12,363,447

	新 株 予約権	純資産 合 計
当 期 首 残 高	599,153	15,720,845
当 期 変 動 額		
新株の発行		20,113
当期純損失		△2,778,357
圧縮記帳積立金の取崩し		—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△181,248	△181,248
当 期 変 動 額 合 計	△181,248	△2,939,492
当 期 末 残 高	417,905	12,781,353

(注) 注記事項は別記しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

(a) 子会社株式

移動平均法による原価法

(b) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ii) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(a) 原材料

移動平均法による原価法

(b) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 3～15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）で償却しております。

(iii) 長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる影響はございません。

3. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 868,075千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 10,471千円

4. 損益計算書注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引以外の取引（収入分） 656千円

5. 株主資本等変動計算書注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	8,607千円
未払事業所税	495
棚卸資産評価損	260
減価償却費	5,710
新株予約権	28,826
助成金収入	24,548
資産除去債務	26,465
貸倒引当金	1,692
関係会社出資金評価損	70,512
繰越欠損金	2,917,321
その他	13,748
繰延税金資産小計	3,098,189
評価性引当額	△3,098,189
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

除去費用（資産除去債務）	8,341
圧縮記帳積立金	2,905
繰延税金負債合計	11,246
繰延税金負債の純額	11,246

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	84円10銭
1株当たり当期純損失	18円90銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 隆司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中島 達弥	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

オンコセラピー・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役	中鶴 修一	㊞
社外監査役	高木美也子	㊞
社外監査役	田島 照久	㊞

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第 1 号議案 取締役 5 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役森正治氏、山本和男氏、片桐豊雅氏、藤岡知昭氏、小峰雄一氏は任期満了となります。

つきましては、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
1	モリ マサハル 森 正 治 (昭和28年10月25日生)	昭和51年 4 月 塩野義製薬株式会社入社 平成10年 1 月 シオノギクオリカプスINC. (米国、現 Qualicaps, Inc.) 会長兼CEO就任 平成10年 7 月 シオノギクオリカプス・グループ (現 三菱ケミカルホールディングス グループ・クオリカプス株式会社) グローバルプレジデント就任 平成10年 7 月 シオノギクオリカプス株式会社 (現 クオリカプス株式会社) 代表取締役社長就任 平成14年10月 塩野義製薬株式会社 国際事業部長兼ライセンス部長 平成16年 4 月 同社ライセンス部長 平成18年 5 月 ノバルティス ファーマ株式会社入社 執行役員戦略企画部長 平成18年 7 月 同社執行役員戦略企画部 長兼事業開発統括部長 平成21年 5 月 同仁医薬化工株式会社 専務取締役就任 平成21年 5 月 同社代表取締役社長就任 平成25年 5 月 京都大学大学院医学研究科研究員 平成26年 9 月 当社代表取締役社長就任 (現任) 平成26年10月 Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L. Gerant (代表) 就任 (現任) 平成26年12月 イムナス・ファーマ株式会社 代表取締役社長就任 (現任) 現在に至る	—

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
2	ヤマモト カズオ 山 本 和 男 (昭和36年2月28日生)	昭和58年4月 株式会社東京スタイル入社 昭和59年4月 三興自動機器株式会社(現 三興 マテリアルサプライ株式会社)入社 平成11年7月 株式会社イクス・パルス (現 株式会社イクス)入社 取締役就任 平成19年7月 当社入社管理本部長就任(現任) 平成20年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年7月 イムナス・ファーマ株式会社 取締役就任(現任) 平成26年7月 当社代表取締役社長就任 平成26年7月 イムナス・ファーマ株式会社 代表取締役社長就任 平成26年8月 Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L. Gerant (代表) 就任 現在に至る	普通株式 2,500株
3	カタギリ トヨマサ 片 桐 豊 雅 (昭和40年10月21日生)	平成3年4月 大塚製薬株式会社研究員 平成5年10月 財団法人癌研究会癌研究 所生化学部研究生 平成7年10月 財団法人癌研究会癌化学 療法センターゲノム解析 研究部研究員 平成10年10月 英国 ロンドン大学ガイ ズ・キングス・セントト ーマス校医学部リサーチ フェロー 平成13年1月 東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター助手 平成16年5月 同研究所ヒトゲノム解析 センター助教授 平成19年4月 同研究所ヒトゲノム解析 センター准教授 平成20年5月 徳島大学疾患ゲノム研究 センターゲノム制御分野 (現 先端酵素学研究所 プロテオゲノム研究領域 ゲノム制御学分野) 教授 (現任) 平成22年6月 当社取締役就任(現任) 平成26年12月 イムナス・ファーマ株式会 社取締役就任(現任) 現在に至る	普通株式 25,000株

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
4	フジオカ トモアキ 藤 岡 知 昭 (昭和23年11月12日生)	昭和49年3月 岩手医科大学医学部卒業 昭和49年4月 聖路加国際病院泌尿器科研修医 昭和51年4月 同院際病院泌尿器科医員 昭和55年10月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) 泌尿器科研究員 昭和56年11月 福島労災病院泌尿器科医長就任 昭和58年4月 同院泌尿器科副部長就任 昭和59年1月 岩手医科大学医学部泌尿器科学講座助手 昭和62年1月 同大学医学部泌尿器科講師 平成元年4月 同大学医学部泌尿器科助教授 平成8年4月 同大学医学部泌尿器科教授 平成17年4月 日本泌尿器科学会理事就任 平成18年8月 日本学術会議連携会員 平成20年5月 岩手医科大学附属病院副院長就任 平成21年10月 同院腫瘍センター長就任 平成23年7月 同院高度看護研修センター長就任 平成26年4月 岩手医科大学名誉教授(現任) 平成26年9月 当社取締役就任(現任) 現在に至る	—
5	コミネ ユウイチ 小 峰 雄 一 (昭和46年10月21日生)	平成7年10月 中央監査法人入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成12年7月 小峰雄一公認会計士事務所開業 平成12年10月 税理士登録 平成12年10月 小峰雄一税理士事務所開業 平成17年4月 G&Gサイエンス株式会社監査役(現任) 平成20年1月 税理士法人小峰会計事務所(現 税理士法人総合税務会計)設立 平成20年6月 当社監査役就任 平成22年6月 株式会社イクヨ監査役就任(現任) 平成23年7月 税理士法人総合税務会計 社員 平成24年6月 株式会社サン・ライフ監査役就任(現任) 平成24年6月 株式会社医学生物学研究所監査役就任(現任) 平成26年9月 当社取締役就任(現任) 平成28年3月 税理士法人総合税務会計代表社員(現任) 現在に至る	—

(注) 1. 取締役候補者片桐豊雅氏は国立大学法人徳島大学先端酵素学研究所プロテオゲノム研究領域ゲノム制御学分野教授であり当社は同大学と抗癌剤開発のための新たな癌関連遺伝子(産物)の単離の共同研究を行っております。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者片桐豊雅氏、藤岡知昭氏、小峰雄一氏は会社法に定める社外取締役候補者であります。本総会終結の時をもって、片桐豊雅氏の当社社外取締役就任期間は6年、藤岡知昭氏ならびに小峰雄一氏の当社社外取締役就任期間は1年9か月となります。

3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

① 片桐豊雅氏は、既に6年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。また、略歴に記載しておりますとおり、当社の関連する研究分野に深い見識をお持ちであり、当社の論理に捉われず、研究者としての専門的見地から今後も引き続きご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
なお、当社は国立大学法人徳島大学と共同研究を行っております。

② 藤岡知昭氏は、既に1年9か月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。医師ならびに大学教授としての経験を有しており、当社の論理に捉われず、専門的見地からご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断いたしました。当社の関連する研究開発分野に深い見識をお持ちのことから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

③ 小峰雄一氏は、既に1年9か月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な助言をいただいております。また、過去に6年3か月間当社の社外監査役を務めております。当社業務に精通しており、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等をいかしてご指導をいただくことにより、取締役会の機能の強化につながるものと判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定め、片桐豊雅、藤岡知昭、小峰雄一各氏と当社との間で、それぞれ当該責任限定契約を締結しており、いずれの社外取締役候補者が再任された場合も、当該責任限定契約を継続する予定であります。

契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000,000円以上で予め定めた金額または会社法第427条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中鶴修一氏、高木美也子氏、田島照久氏は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
1	ナカツル シュウイチ 中 鶴 修 一 (昭和32年11月4日生)	昭和57年4月 日研化学株式会社入社 平成3年7月 三光純薬株式会社入社 平成13年4月 当社入社 代表取締役社長就任 平成15年4月 当社取締役副社長研究担当 平成19年10月 当社取締役副社長社長補佐業務、知的財産担当、事業開発担当 平成20年6月 当社監査役就任（現任） 平成20年6月 イムナス・ファーマ株式会社監査役就任（現任） 現在に至る	普通株式 5,850,000株
2	タカギ ミヤコ 高 木 美也子 (昭和27年1月10日生)	平成12年4月 日本大学総合科学研究所教授（現任） 平成16年6月 当社監査役就任（現任） 平成18年10月 内閣府総合科学技術会議生命倫理専門調査会委員（現任） 平成20年4月 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構プログラム・ディレクター（現任） 現在に至る	普通株式 31,000株

候補者 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有 株式数
3	タジマ テルヒサ 田 島 照 久 (昭和46年8月4日生)	平成7年10月 中央監査法人入所 平成12年6月 公認会計士登録 平成16年4月 清水国際特許事務所（現 シンフォニア知的財産事 務所）入所 平成16年6月 株式会社ロングリーチグループ 監査役就任（現任） 平成22年2月 田島公認会計士事務所開 設（現任） 平成22年7月 税理士登録 平成25年4月 クオインタムバイオシステ ムズ株式会社監査役就任 （現任） 平成26年9月 株式会社PRISM Pharma監 査役就任（現任） 平成26年9月 トーセイ・リート投資法 人監督役員就任（現任） 平成26年9月 当社監査役就任（現任） 平成27年12月 株式会社田島会計事務所 代表取締役就任（現任） 平成28年1月 エディジーン株式会社監 査役就任（現任） 平成28年3月 株式会社カイオム・バイ オサイエンス監査役就任 （現任） 平成28年3月 レナセラピューティクス 株式会社監査役就任（現 任） 平成28年3月 Oide CapiSEA株式会社会 計参与就任（現任） 現在に至る	—

(注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者高木美也子氏及び田島照久氏は会社法に定める社外監査役候補者であります。当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって高木美也子氏は12年、田島照久氏は1年9か月となります。

3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

①高木美也子氏につきましては、過去に当社の社外監査役を12年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また当社の企業活動に関する豊富な見識を有していることから社外監査役として選任をお願いするものであります。

②田島照久氏につきましては、過去に当社の社外監査役を1年9か月間務め、公認会計士ならびに既に複数の法人において監査役・社外監査役としての経験を有しております。それにより培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくために社外監査役としての選任をお願いするものであります。

③当社は高木美也子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定め、高木美也子、田島照久両氏と当社との間で、それぞれ当該責任限定契約を締結しており、いずれの社外監査役候補者が再任された場合も、当該責任限定契約を継続する予定であります。

契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000,000円以上で予め定めた金額または会社法第427条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

以 上

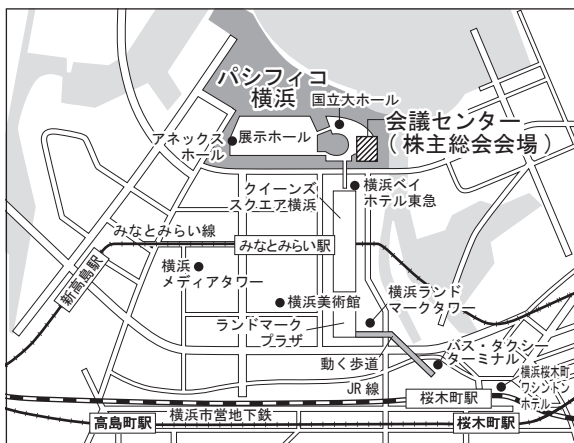
〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図



会場

横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜
会議センター1階 メインホール

交通（みなとみらい駅、桜木町駅）

みなとみらい線をご利用の場合

(「みなとみらい駅」より徒歩3分)

「クイーンズスクエア方面」改札口を出て、「クイーンズスクエア横浜」のB3Fより2Fまで登ります。(左手奥にある「長い赤のエスカレーター」と「短いエスカレーター」の2本を乗り継ぎます) 2Fまであがりましたら、左手に通路を進み、陸橋(クイーンモール橋)を渡ります。エレベーターをご利用の場合は、赤のエスカレーターの左手にある「黄色のシースルーエレベーター」で2階へ進みます。2Fで降りたら、右手へ進み、メイン通路で左折し、陸橋(クイーンモール橋)を渡ります。

JR線・市営地下鉄線をご利用の場合

(「桜木町駅」より徒歩12分、バス7分)

(徒步)

JR桜木町駅改札口を出て、みなとみらい方面に進み、「動く歩道」を利用します。そのままショッピングモール「ランドマークプラザ」(3F)、「クイーンズスクエア」(2F)を通り抜け、陸橋(クイーンモール橋)を渡ります。

(バス)

桜木町バスターミナル4番のりばより、市営バスにて「展示ホール」または「パシフィコ横浜」下車。

お願い

本株主総会のための専用駐車場は準備いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

